

2020年度  
関西学院大学ロースクール  
B日程

一般入試（法学既修者）

憲 法 問 題

《 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 5 0 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【憲法問題】

次の文章を読んで、「設問」に答えなさい。

Y市は、市民の文化、教養の向上を図り、あわせて集会等の用に供する目的で、市内最大の駅前ターミナルの一角にY市民ホール（以下「本件市民ホール」という。）を設置した。なお、本件市民ホールは、地方自治法244条にいう公の施設である。【参考資料1】

Xは、Y市に住所を有する市民団体である。Xは、朝鮮民族の舞踊、声楽、楽器演奏などの舞台公演を行っているA歌劇団のY市での公演の準備を毎年行い、主催してきた。Xは、例年通り20\*\*年のY市での公演を実施するため、Y市に対し本件市民ホールの使用許可の申請をしたところ、Y市は、A歌劇団の公演に対する抗議活動や妨害行為の状況および最近の国際政治情勢を踏まえると、公演を実施した場合、妨害行為等により会館利用者や周辺に混乱が生じることにより、本件市民ホールの管理上支障を及ぼすおそれがあると認められるとして、Y市民ホール条例3条2項に基づき、Xの申請を不許可とする処分（以下「本件不許可処分」という。）をした。【参考資料2】

前年のA歌劇団のY市公演も本件市民ホールで実施されたが、この公演に対しては、右翼団体13団体、約50名が街宣車を使用して抗議活動を行った。そのため、本件市民ホール周辺で断続的に交通渋滞が発生したほか、大音量による抗議の連呼が行われたりした。その後の北朝鮮による拉致問題、核実験の強行などの政治情勢によって、右翼団体の抗議活動や妨害行為は、前年の公演よりも一層活発になるものと予測されていた。実際、Xの申請の1か月前にY市と同じ県のP市民会館で行われた公演では、入館しようとする観客とそれを実力でもって阻止しようとする右翼団体の間で揉み合いになり、観客と会館職員の数名がケガをして病院に搬送されるという事態が発生していた。Y市側はP市民会館での一件を知っており、Y市での公演時にも必ず混乱が生じることを予測していたが、当日の警備について警察と相談することなく、本件不許可処分を下したのだった。

Xは、本件不許可処分は違憲・違法であるから、Y市に対し、国家賠償法による損害賠償を請求しようと考えている。

〔設問〕

あなたがこの相談を受けた法律家甲であるとして、もしXから憲法上の争点に

ついて助言を求められたならば、どのような見解を述べるか。いかなる憲法上の権利との関係で本件不許可処分が問題になるのかを明確にした上で、参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて論じなさい。

**【参考資料 1】 地方自治法**

(公の施設)

第 2 4 4 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

**【参考資料 2】 Y 市民ホール条例（抄）**

(使用の許可)

第 3 条 市民ホールを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき
- 二 市民ホールの管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
- 三 (略)

2020 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【B 日程：憲法】

《出題趣旨》

---

本問は、集会用の公共施設の利用拒否が、集会の自由（憲法 21 条 1 項）との関係で憲法上どのように評価されるべきかを問う問題である。解答の形式としては、参考とすべき最高裁判例である泉佐野市民会館事件判決（最判平成 7 年 3 月 7 日民集 49 卷 3 号 687 頁）および上尾市福祉会館事件判決（最判平成 8 年 3 月 15 日民集 50 卷 3 号 549 頁）で示された判断枠組みを踏まえて、原告から相談を受けた法律家としての立場から適切なリーガル・オピニオン（意見書）の提示を求めるものとなっている。

本問では、まず市民ホールの利用拒否がなぜ集会の自由の制限になるのかを説明する必要がある。市民ホールの利用拒否は、集会それ自体を禁止するのではなく、施設を提供しないだけである。そのため、集会の自由を自由権として捉える伝統的な立場によれば、公権力による集会の自由の「侵害」は存在しない。そこで、憲法上の主張を行うには、泉佐野判決がいうように、市民ホールの利用拒否（本件不許可処分）が憲法の保障する集会の自由を「実質的に否定する」憲法問題であることが示されなければならない。

また、本件不許可処分の合憲性判断にあたっては、どのような場合に集会の自由が制限されることになるのかの判断枠組みを、前記の諸判決を参考にして具体的に定立することが求められる。泉佐野判決では、①利益衡量論、②「明らかな差し迫った危険」の基準、③敵意ある聴衆の法理の考え方が示されているが、これらを参考にして、適切な合憲性判断枠組みが定立できているかが、評価のポイントとなる。

そして、定立した合憲性判断枠組みを踏まえて事案の検討を行う際には、問題文に書かれている事実を適切に拾い上げた上で、法的評価を加えつつ論ずることが求められる。本問では、「明らかな差し迫った危険が具体的に予見」されたのかどうか、それが許可権者の主観により予測されるだけでなく、客観的な事実に照らして具体的に明らかに予見されたのかどうか、問題文に書かれた事実に照らして判断することになるだろう。

なお、本問を解答するにあたっては、上記の点を踏まえつつ、主張したい内容を適切に言語化し、論理の飛躍なく十分な理由づけを行うとともに、全体として一貫性のある主張となっていることが求められていることを、最後に付言しておく。

《解説・講評》

---

本問の事案を憲法問題として構成するには、何より Y 市による本件市民ホールの使用不許可が X の集会の自由（憲法 21 条 1 項）を制約することを指摘する必要がある。もっとも、本件不許可処分は X の集会それじたいを禁止するものではない。そこで、学説を手がかりに集会の自由には集会施設の使用まで含

まれるとするか、泉佐野判決が示したように正当な理由のない集会施設の利用拒否は集会の自由を実質的に否定するものである、と指摘することが求められる。答案の中には、本問を「表現の自由」の問題として捉えるものがあつたり、集会の自由の問題として捉えながらも、上記のように適切な問題設定ができていないものがあつたりした。事案から憲法上の論点を見出し、それを憲法問題として適切に構成できることは、憲法事例問題で求められる重要な能力である。

その上で本問では泉佐野判決と同様に、「市民ホールの管理上支障を及ぼすおそれがあるとき」には本件市民ホールを使用不許可にできると定めている Y 市民ホール条例が、地方自治法 244 条 2 項の「正当な理由」に適合するか、さらには憲法 21 条 1 項に適合するのかが問われる。この問題については、泉佐野判決が行ったように条例を合憲限定解釈して、集会用施設を利用拒否できる場合を憲法上の観点から明らかにする必要がある、そのためには同判決が示した利益衡量論、二重の基準論、明らかな差し迫った危険の法理などを参考にして、各自で一応の基準を定立することが求められる。答案では、上記の諸法理を断片的には引用しているものの、全体としてどのような基準で判断するのかが明らかでない、あるいは一貫していないものが多かった。

さらに、本問の事案において使用不許可の事由が認められるか否かの判断も必要である。そこでは、本件公演が行われることで明らかな差し迫った危険が客観的な事実にも照らして具体的に明らかに予測されるかどうかを、事案の事実を指摘して判断することが求められる。その際、泉佐野判決や上尾判決で示された「敵意ある聴衆の法理」に妥当するか否かの検討も必要である。

答案では、条例の合憲限定解釈の問題と本件事案における使用不許可の適否の問題が区別されず、両者を一体として論じるものがほとんどであった。しかし、泉佐野判決において両者は明確に区別されて検討されている。異なる法的問題を異なるものとして論点化することも、法律家に求められる資質である。判例を読む時には、各々箇所では何の問題について書かれているのかを意識してほしい。

A 日程入試と同様、今回の出題においても、例年のように〔設問 1〕と〔設問 2〕に区別し、〔設問 1〕では主張、〔設問 2〕では反論・私見を述べさせるといったいわゆる《主張・反論・私見型》ではなく、近年の司法試験の出題方式にもなっているリーガルオピニオン型が採用されている。多くの答案は、そのような出題方式の違いを意識して適切な論じ方ができていたが、一部の答案においては、これまでの先入観からか、主張・反論・私見の 3 つのパートに分割しての論述がなされていた。本問のリーガルオピニオン型においては、「参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて」1 人の法律家としての意見を論ずることが求められている。換言すれば、参考とすべき判例を踏まえたいわば客観的・中立的な助言を 1 人の法律家の見解として行うことが求められている。したがって、3 人のバラバラの法律家を登場させるような論述を展開することは本問の解答としては適切ではない。むしろ、判例を踏まえつつ客観的・中立的な立場から自己の見解を提示し、その際に、自己の見解に対して向けられるであろう反論をあらかじめ想定しつつ説得的に論を展開することが、本問では求められていた。今後の学習にあたっては、特定の答案の型に固執するような学習にとどまるのではなく、目の前の問いに素直に答えられる柔軟性をも持ち合わせられるよう、論述力の向上に努められたい。